

マイナンバー制度が はじまりました



- ・制度全般、出前講座について
☎契約管財課 ☎0869-22-2079
- ・通知カード、個人番号カードについて
☎市民課 ☎0869-22-1115
- ・不審な電話について
☎生活環境課 ☎0869-22-1899

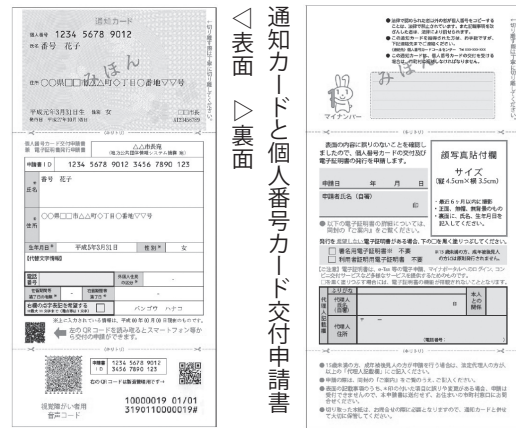
通知カードは 受け取りましたか？

マイナンバーをお知らせする通知カードを簡易書留で送っています。お手元に通知カードがない人は、次のことをご確認ください。

- 不在で配達できなかった場合は不在票が入っています。郵便局にご相談ください。

方法、④まちなかの証明用写真機から申請する方法です。詳しくは通知カードに同封のお知らせをご覧ください。

個人番号カードは平成28年1月以降、順次発行されます。ご自宅に個人番号カード交付通知書（はがき）が届いたら、はがきと通知カード、本人を確認できる書類、住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）を持って市役所本庁市民課にお越しください。



個人番号カード

個人番号カードは顔写真が入っており、公的な身分証明書として利用できます。またICチップに

●1通の簡易書留に世帯全員の通知カードが入っています。封筒をご確認ください。

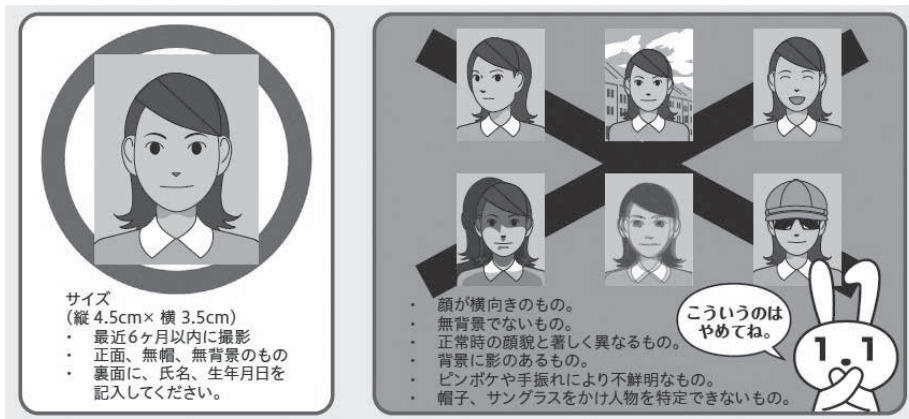
●住民登録をしている住所に郵送していただきますので住民票上の住所とは異なる所に住んでいる場合は受け取ることができません。市民課にご相談ください。

届いた通知カードは大切に保管してください。平成28年1月以降、税、社会保障、災害対策に関する手続きに使用します。例えば、給与支払報告書への記載のため、勤務先からマイナンバーの提出を求められます。また、生命保険契約や証券会社に口座を開設している場合、税に関する法定調書を作成するためにマイナンバーの提出を求められる場合があります。

転入や転出、転居のように住所が変わる、または結婚などで氏名が必要になりますのでご注意ください。

通知カードは個人番号を確認する書類として利用できますが、身分証明書としては使用できません。希望者には個人番号を確認する機能と身分証明書の機能を持つ

顔写真のチェックポイント



た個人番号カードをお渡ししますので、申請をお願いします。

個人番号カードの 申請をしましょう

申請方法は次の4通りあります。①通知カードに同封の個人番

スマートフォンから

- スマートフォンのカメラで顔写真を撮影。※1
- スマートフォンのカメラで交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスして、メールアドレスを登録。
- 登録したメールアドレス宛に通知される申請用の申請用WEBサイトにアクセス。
- 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

自宅のパソコンから

- デジタルカメラ等で顔写真を撮影して申請するパソコンに保存。
- 申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。※2
- 登録したメールアドレス宛に通知される申請用の申請用WEBサイトにアクセス。
- 画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

まちなかの証明用写真機から※3

- 申請可能な証明用写真機に、交付申請書を持参の上、入る。
- タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影し、送信。

※1 あらかじめ撮影してなくても、④の場で撮影することもできます。
 ※2 申請用WEBサイトにアクセス後、そのURLが「https://net.kojinbango-card.go.jp」であることを確認することで、サイトが真正であることを確認してください。
 ※3 まちなかの証明用写真機は、利用の多い場所から順次対応していく予定であり、申請できるものとできないものがあります。詳細は公式サイト「個人番号カード 申請」検索でご確認ください。

郵送以外の個人番号カードの申請方法

使用する電子証明書の更新受付は平成27年12月22日に終了しました。電子申告を予定している人は、早めに電子証明書の期限を確認し、更新手続きをお願いします。

マイナンバー総合フリーダイヤル

通知カードに関する、個人番号カードの申請に関する、個人番号をなくした、拾ったなど、マイナンバー制度に関するなどの問い合わせを受け付けるフリーダイヤルが開設されています。

- ▽日本語窓口 ☎0120・95・0178
- ▽外国語窓口（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語に対応しています）

- ・マイナンバー制度に関すること ☎0120・0178・26
- ・通知カード、個人番号カードに関すること ☎0120・0178・27

- ※一部IP電話など、かけられない場合があります
- ・マイナンバー制度に関すること ☎050・3816・9405
- ・通知カード、個人番号カードに関すること

詐欺に注意

マイナンバー制度の開始に伴い、特殊詐欺などが発生しています。市役所などから電話でマイナンバーに伴う個人情報の調査や、マイナンバーそのものの確認、マイナンバーの通知を行うことはありません。不審な電話があったらいったん電話を切り、生活環境課または消費生活センターへご連絡ください。お近くの開いている消費生活相談窓口につながる「1188」をご利用ください。

マイナンバー制度 に関する出前講座 を行っています

マイナンバー制度やカードに関することについて30分程度の出前講座を行っています。内容などについては契約管財課までお気軽にご相談ください。